

令和6年民法等の一部改正(法律第33号)の概要

2024年10月

2024年5月に、民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)(令和6年法律第33号)が成立した。今回の改正は、第1に、子の心身の健全な発達を図るため子の人格を尊重するとともに、父母が互いに人格を尊重し協力するなど、父母として子に負う責務を明文で規定し(817条の12)、親権は子の利益のために行使しなければならない(818条1項)など、親の責務等に関する基本的規律を新設した。第2に、親権・監護等に関する規律の見直しとして、離婚後の単独親権制から離婚後の共同親権制を選択肢として導入した(819条1項)。離婚に際して、父母はその協議で共同親権か単独親権を選べるが、協議が調わないときは、裁判所が子の利益の観点から共同親権か単独親権を決定する。もっとも、虐待・DVのおそれがあるなど共同親権が子の利益を害する場合には単独親権としなければならない(819条7項)。親権者の変更に当たっても、事情変更のほか、DVの有無、調停等の協議の経過を考慮することを明確にした(819条8項)。父母双方が親権者であるときに共同行使としつつ、子の利益のために急迫の事情があるとき、監護及び教育に必要な日常行為があれば単独行使を可能な規定を新設した。また、特定事項に関する親権行使について父母の意見が対立したときの親権行使者の指定ができるものとした(824条の2)。また、監護の分掌(766条1項)や監護者の権利義務の明確化についての規律も設けた(824条の3)。

第3に、養育費の履行確保に向けた見直しとして、養育費債権に一般先取特権を付与するとともに(306条・308条の2)、父母の協議等による取決めがない場合にも養育費の請求ができるように「法定養育費制度」を導入したり(766条の3)、執行手続での負担軽減策(ワンストップ化)や、収入情報の開示命令などの裁判手続の規律を整備した(民執167条の17、人訴34条の3、家事152条の2等)。第4に、安心・安全な親子交流の促進のために、審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規定(人訴34条の4、家事152条の3等)、婚姻中別居の際の親子交流に関する規定(817条の13)、祖父母等の父母以外の親族と子との交流に関する規定(766条の2)を新たに設けた。第5に、その他の見直しとしては、養子縁組後の親権者に関する規律の明確化、養子縁組の代諾等に関する規定(818条・797条等)、財産分与の考慮要素の明確化、請求期間を離婚から2年としていたものを5年に延ばすなどの規定(768条)を改めるとともに、夫婦間の契約取消権の規定(754条)、精神病離婚の離婚原因の規定(770条1項4号)を削除した。

なお、改正法は、2024年5月24日の公布から2年以内に施行されることになっている(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html)。 (文責 棚村 政行)